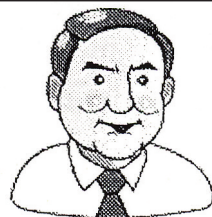




カルミア

桶屋事務所だより



編集発行人
桶屋税理士事務所
税理士 桶屋泰三

〒930-0096
富山市舟橋北町7-15
TEL076(441)2322・FAX076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

◆ 5月の税務と労務

5月

(単月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日
6日・振替休日

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月11日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 6月1日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 6月1日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の
中間申告 (年3回の場合) 6月1日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 6月1日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の
納付 6月1日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31

地方税 / 自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワン
ポイント

取引かけこみ寺 代金の未払いや不当なやり直しなど、取引上の悩み相談を受け付ける「下請かけこみ寺」が「取引かけこみ寺」へと名称変更されています。今年1月に「下請法」が「中小受託取引適正化法 (取適法)」へ改正されたことに伴うもので、名称は変わりましたが、公正な取引環境を守る役割はこれまでと変わりません。

生命保険の税務

法人が契約者となって加入する生命保険契約は、役員や従業員を対象として、退職金の原資や事業承継の手段として幅広く活用されています。また、個人が生命保険の保険料を支払うと生命保険料控除として一定額を所得金額から差し引くとともに、満期や被保険者の死亡に伴って受領した保険金には所得税や相続税が課税されます。これらの課税関係に係る留意事項を確認します。

I 法人が契約者となって加入する生命保険

(1) 概要

法人が契約者となって加入する生命保険（以下「法人保険」）の保険契約には、①養老保険（満期または被保険者の死亡によって保険金が支払われる契約）、②定期保険（一定期間内に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支払われる契約）、③定期付養老保険（①と②が組み合わされた契約）などがあります。法人契約は、契約の種類や契約条件によって保険料の支払方

法、税務処理、解約返戻金や保険金の受取りに関する取扱いが異なります。契約者・被保険者・受取人に応じた主な税務処理例は「表1」のとおりです。

(2) 留意点

法人の事業活動への関連性が高い法人契約、あるいは契約内容が掛捨て型の法人契約は、支払った保険料の損金算入が認められます。これに対して、積立型の保険や、役員・遺族の生活保障、資産形成の性質を持つ法人契約は、支払った保険料の損金算入が認められず、資産計上する必要があります。

【表1】法人保険の課税の取扱い

種類	契約者	被保険者	保険金受取人	支払保険料	支払われた保険金の処理	
養老保険	法人	役員 従業員	法人	資産計上（保険積立金・以下同じ）	雑収入に計上	
	法人	役員 従業員	被保険者又は遺族	役員・従業員に対する給与	法人の処理なし	
	法人	役員 従業員	満期保険金→法人 死亡保険金→被保険者の遺族	50%を資産計上 50%を期間の経過に応じて損金算入	保険積立金と支払われた保険金の差額を雑収入または雑損失に計上	
定期保険 （※1）	法人	役員 従業員	法人 被保険者 遺族	最高解約返戻率 50%以下	期間の経過に応じて損金算入	保険積立金と受領した保険金の差額を雑収入または雑損失に計上
				最高解約返戻率 50%超70%以下	40%を資産計上 残額は期間の経過に応じて損金算入	
				最高解約返戻率 70%超85%以下	60%を資産計上 残額は期間の経過に応じて損金算入	
				最高解約返戻率 85%超	支払保険料に最高解約返戻率の70%（※2）を乗じた金額を資産計上 残額は期間の経過に応じて損金算入	

※1 保険期間が3年以上であることなど一定の要件に該当する定期保険に加入して支払った保険契約について掲載

※2 保険期間開始日から10年を経過する日までは90%

契約書には被保険者や受取人、保険期間、保険料払込み期間などの基本情報はもとより、特約の有無や解約返戻率など、全ての契約条件が記載されています。また、決算期には生命保険会社から決算資料が送付され、当期に支払った保険料総額とそのうち支払保険料として損金計上すべき金額、積立保険料として資産計上すべき金額などの情報が提供されます。これらの情報に基づき正確な処理を行う必要があります。

以前の法人保険は、高額な解約返戻金を利用するなどして節税目的で活用されることがありましたが、現在は保険料の取扱いが大きく変更され、退職金の準備や万一の保障確保など、福利厚生を目的とする契約が主流となっています。財務状況や目的に応じた適切な法人保険を選択することがポイントです。

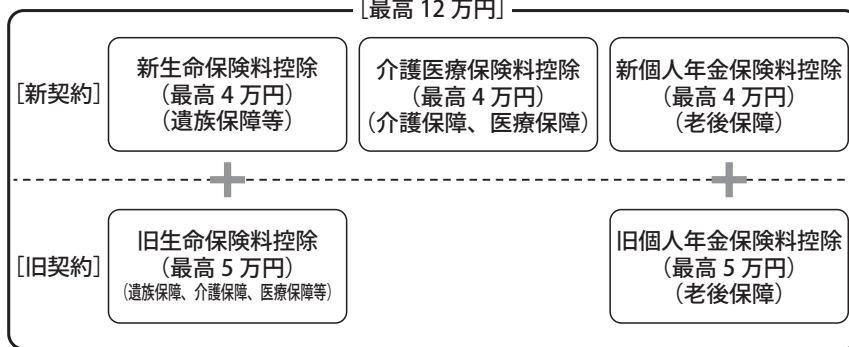
2 個人が契約者となって加入する生命保険

(1) 概要

個人が契約者となって加入する生命保険契約（以下「個人保

険」は、契約を締結した年分に応じて、支払った保険料のうち一定額を生命保険料控除の対象にすることができま。【図参照】

◎生命保険料控除の概要



(2) 留意点

保険金を受領した場合、その保険金が死亡に基づくものか、満期によるものか、また保険料の負担者は誰かによって課税関係が異なります。【表2参照】

【表2】のうち、一時所得は、(保険金－支払保険料)÷50万円×1/2の算式で課税所得金額を算出します。また、相続税の課税対象となる保険金については、500万円×法定相続人(民法上の法定相続人。相続放棄した相続人を含みません)の数により算出された非課税枠が設けられていますので、相続税対策としても活用できます。なお、年金方式で保険金を受領する場合は、雑所得として所得税等が課税されます。

3 まとめ

法人保険・個人保険とも正しく活用すれば事業にメリットをもたらし、相続税対策としても有効活用できます。一方、税務上の処理が不適切だと税務調査の際に指摘されるリスクがあります。保険内容を十分把握し、適切な処理を心がけましょう。

【表2】個人保険の課税の取扱い（夫婦を例にした課税関係）

契約者(負担者)	被保険者	保険金受取人	受領した保険金	課税関係
夫	夫	夫	満期保険金	夫の一時所得
夫	夫	妻	満期保険金	妻に贈与税
			死亡保険金(夫の死亡)	妻に相続税
夫	妻	妻	解約返戻金等(夫の死亡)	妻に相続税(生命保険契約に関する権利)
夫	妻	夫	満期保険金	夫の一時所得
			死亡保険金(妻の死亡)	

【参考資料】
国税庁
法令解釈通達
「保険料等」



税金クイズ

日本では救急車は無料で呼べますが、次の国(都市)のうち、救急車が有料なのはどこでしょうか？

- ① アメリカ(ニューヨーク)
- ② フランス(パリ)
- ③ ドイツ(ミュンヘン)

【解説】

日本では救急車は無料で要請でき、その費用は全て税金で賄われています。消防庁によると、救急車の出動1回当たりにかかる費用は約45,000円です。令和6年中の出動件数は約772万件でしたから、45,000円×772万件で約3,474億円の費用がかかったこととなります。しかし、出動件数の半数近くは軽傷者であり、中には「膝をすりむいた」「蚊に刺されてかゆい」「病院で長く待ちたくない」などの理由で救急

車を呼ぶ者がいて、真に緊急を要する傷病者への対応の遅れや救急隊員の労働環境の劣悪化等が深刻な問題になっています。

諸外国では救急車を有料としている国が多く、例えば、アメリカ(ニューヨーク)約50,000円、フランス(パリ)約34,000円、ドイツ(ミュンヘン)約67,000円です。シンガポールでは、事故時に救急車を呼ぶ場合は無料ですが、病気の場合は有料です。むしろ日本のように完全に無料としている国は極めて珍しいとのこと。

そのため「日本でも救急車を有料にすべきだ」という意見もあります。有料化すれば、救急車を本当に必要な人だけが呼ぶようになり、安易な出動要請を減らせます。一方で、有料化によって重傷者であっても呼ぶのを躊躇する人が増えることも予想されます。現在の日本の救急車は、無料を続けることも有料化することも問題があり、助かる命のための慎重な議論が必要です。

正解は、①～③全部でした。

(出典：財務省・消防庁資料)

お墓の購入費用に係る借入金

父(被相続人)は、亡くなる1年前にお墓を300万円で購入しました。お墓の購入に当たっては銀行からの借入れにより代金を支払っており、相続開始日現在で200万円の借入金残高があります。お墓自体は一般の財産とは区別され、非課税財産とされていますが、この借入金残高は、相続財産の価額か

ら控除できるのでしょうか？
相続財産の価額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で、確定と認められるものです。この債務には、借入金や未払金のほか、被相続人の未納となっていた税金等も含まれます。なお、被相続人が生前に購入したお墓については非課税財産であることから、その非課税財産の取得に係る借入金残高(債務)は差し引くことはできません。

KEY WORD

個人事業当時の従業員に対する退職金

個人事業を法人化して数年が経ち、個人事業のときからの、起業当時の苦労を共にした従業員の一人が今般、退職することになりました。長年の苦労に応じてあげたいと思い、個人時代の勤務実績も含めて退職金を支給することにした場合、支給した退職金は全額法人の損金としてよいでしょうか？

個人事業を引き継いで設立された法人が、個人事業当時から引き続き在職する従業員の退職に伴い個人時代からの勤務年数など個人時代を含めた勤務実績を基に退職金を算定し支給した場合は、個人時代の勤務に対応する部分の金額は法人の損金とはならず、個人事業の最終年分の事業所得の必要経費として減額更正の対象になります。しかし、その退職が法人設立後相当の期間が経過した後であるときは、その支給した退職金は法人の損金の額に算入されます。